

諮問日：令和元年11月25日（令和元年度（最情）諮問第53号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第23号）

件名：司法修習生に支給される旅費の税務上の取扱いが分かる文書の不開示判断
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生に支給される旅費（交通費及び日当）の税務上の取扱いが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年10月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生に対して支給する旅費は、実費弁償性があり、雑所得には該当しないため源泉徴収をしておらず、また、税務上の取扱いについては、最終的には税務当局が判断すべき事項であるため、最高裁判所においてその取扱いについて記載した文書は、作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和元年11月25日 諮問の受理

- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年8月21日 審議
- ④ 同年9月18日 審議
- ⑤ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、司法修習生に対して支給される旅費については、実費弁償性があることから、収入と同額の必要経費が計上されて所得を構成せず、かつ源泉徴収が必要となる種目の収入に該当しないため、最高裁判所において源泉徴収されていないことが認められる。このことを踏まえれば、税務上の取扱いについては最終的には税務当局が判断すべき事項であることから、最高裁判所においてその取扱いについて記載した文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子